

## 第6 住宅の支援を受けるには

### 福祉世帯向け住宅への入居

身体障害者等で住宅に困っている人のために、県営住宅に専用の応募枠を設け募集を行っています。

#### 申込資格

世帯収入が一定以下であるなどの一般世帯向けの条件（※1）を満たし、かつ、次のいずれかに該当する世帯。（下記の申込区分により、申込可能な住宅が異なる場合があります。（※2））

#### 1. 身体障害者向け

- ① 申込者本人が身体障害者手帳を有し、その障害の程度が4級以上である人で、主として生計を維持している場合。
- ② 申込者本人または同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。
  - a. 身体障害者手帳の交付を受け、その程度が2級以上である人。
  - b. 戦傷病者手帳の交付を受け、その程度が2級以上の身体障害者と同程度であると認められた人。

#### 2. 一般福祉世帯向け

- ① 申込者本人または同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。
  - a. 精神障害者保健福祉手帳(障害程度1級～3級)の交付を受けている人。
  - b. 療育手帳(障害程度がaと同程度)の交付を受けている人。

#### ※1 一般世帯向け申込資格

ア 現在住宅に困っている人      イ 申込者本人が奈良県内に住んでいるか、勤務している人  
 ウ 原則、連帯保証人がいること      エ 暴力団員でないこと  
 オ 収入基準以内の人      カ 同居者は親族であること      など

※2 例えば、身体障害者向けに改造している「車いす常用者向け」住戸の対象者は、上記1.の②の場合です。

・なお、上記申込資格に該当する場合でも、自立した生活を営むことができない場合には、県営住宅への入居申込みができない場合もあります。詳しくは、下記連絡先窓口にお問い合わせください。

・募集時期 年4回（〈第1回〉令和5年5月1日～15日、〈第2回〉令和5年8月1日～8月15日  
 〈第3回〉令和5年11月1日～15日、〈第4回〉令和6年2月1日～15日）

窓	【高円・西小泉・秋津・桜井・金屋・南和県営住宅】
	奈良県営住宅管理事務所      TEL 0743-51-2615 総務入居課入居係      FAX 0743-53-1196
口	【紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・稗田・山崎県営住宅】
	(株)東急コミュニティー      TEL 0742-30-1090 奈良県営住宅北部サービスセンター      FAX 0742-30-1094
	【小泉・東高田・天理・天理南・阿部・橿原ニュータウン・橿原・坊城・纏向県営住宅】
	(株)東急コミュニティー      TEL 0744-21-0109 奈良県営住宅サービスセンター      FAX 0744-21-0105

その他一般的な問い合わせ 奈良県住まいまちづくり課総務管理係 TEL:0742-27-7539 FAX:0742-27-2681